

保健管理センターだより



キャンパスの安全衛生を守る！

・・・神戸大学における産業医活動

国立大学が2004(平成16)年4月に法人化され、神戸大学をはじめとする旧国立大学においても、学校保健法(平成21年4月から学校保健安全法)に加えて労働安全衛生法に基づく安全衛生管理のあり方が求められるようになりました。神戸大学では労働安全衛生法に規定する職員だけでなく、キャンパスに集う全ての学生も含めた構成員全員の安全衛生を守る取り組みを行っています。保健管理センターにおける新たな取り組みとしての産業医活動もその一つです。

防災・減災をめざし、安全衛生をチェックする

キャンパスに行くカーキ色のジャケットの集団！産業医資格を持つ医師による産業医巡視です。産業医巡視では、事務室だけでなく、教室や研究室、課外活動施設などを見て回り、安全衛生の面で問題がないかどうかチェックしています(図1)。特に阪神淡路大震災を経験した神戸大学では、学生や職員の皆さんが学内にいる時間帯に地震が発生した場合にも人的被害を最小限にすべく、背の高い什器類のL字金具による倒壊防止措置や、その天板上に置かれた物品の撤去、絵画やテレビなど落下の可能性のある物品の固定、部屋の出入り口付近や室内通路・廊下・階段など緊急避難路に置かれた物品の撤去等に積極的に取り組んでいます(図2)。緊急避難路の確保は火災などの際にも役立つことです。また、「非常口の表示は見付けやすいか」、「消火器や緊急避難具はすぐ使用できる状態にあるか」、「ドアの施錠方法は防犯面だけでなく緊急避難

時にも配慮したものとなっているか」、「整理整頓清掃されているか」、「採光や換気は十分か」、「劇物・毒物など化学薬品、有機溶剤は適切に管理されているか」、「受動喫煙防止対策はとられているか」、などなど・・・チェックポイントはさまざまです。課外活動でのグラウンドの白線引きに、失明の原因ともなる消石灰が用いられていて、代替品に替えていただいたこともありました。巡視の結果は「産業医巡視報告書」(図3)として纏められ、各キャンパスの安全衛生委員会に報告の上、速やかな改善をお願いします。また、産業医巡視と同様に、各学部・研究科等の衛生管理者による巡視も行われています。

産業医巡視は全てのキャンパスで

労働安全衛生法では、職員の数に応じて「専属産業医」(職員数1,000人以上の事業場)、や「選任産業医」(職員数50~999人の事業場)を置くこととされ、神戸大学では最も大きなキャンパスである六甲台地区と楠地区(医学部医学科・医学研究科・医学部附属病院)に専属産業医を、名谷地区(医学部保健学科・保健学研究科)、深江地区(海事科学部・海事科学研究科)、住吉地区(附属住吉校)、明石地区(附属明石校)に「選任産業医」を配し、保健管理センターと医学研究科・保健学研究科の産業医がその任に当たっています。また、職員数が50人に満たない大久保地区(附属特別支援学校)や加西地区(附属食資源教育研究センター)についても、六甲台地区と併せて産業医巡視の対象としています。

長時間労働者に対する面接指導も！

さらに、2006(平成18)年4月の改正労働安全衛生法の施行に伴い、時間外労働時間が1ヶ月あたり80~100時間を超える労働者に、医師による面接指導を行うことになり、神戸大学では時間外労働時間が80時間を超える職員全員に面接指導を実施することとし、産業医が



(図1) 産業医巡視

中心になって行っています。1日8時間、週5日勤務の方が、一ヶ月あたり80時間(1日平均4時間)を超える時間外労働をすると、人間生活に必要な時間を除いた睡眠時間が1日6時間を切るようになり、脳・心臓疾患のリスクが高まるのです。面接の結果、心身の異常が発見された場合には改善策について話し合い、必要に応じて職場への改善勧告が出されることとなります。2009(平成21)年6月末までに面接指導を受けられた方は162人に上っています。また、学生の皆さんの中にも研究や研究発表の準備で徹夜に近い生活を続け、気を失って倒れたり、救急車で病院に搬送されたりする方があります。若いからといって油断することなく、最低でも6時間、できれば7~8時間の十分な睡眠をとっていただくことが大切です。



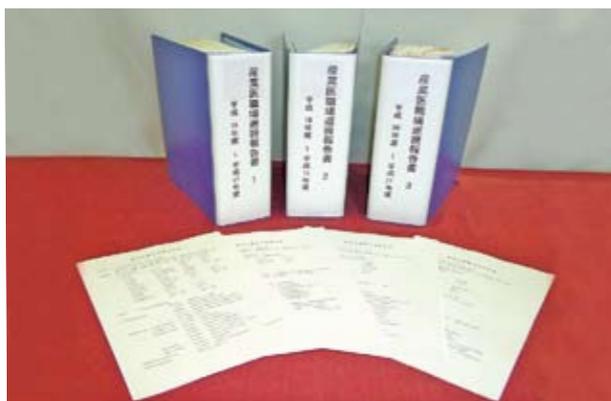
(図2) 地震時の減災のための改善措置の例
背の高い什器類のL字金具による倒壊防止措置(左上)、テレビの落下防止措置(右上)、背の高い什器類の天井上に置かれた物品の撤去【改善前(左中)と改善後(右中)】、緊急避難路に置かれた物品の撤去【改善前(左下)と改善後(右下)】

一人一人の健康と、集団としての健康と・・・

保健管理センターでは内科医や精神神経科医が、学生の皆さんにとっては保健管理医として、職員の皆さんにとっては産業医として、他のスタッフとともに健康診断や、その結果に基づく再検査・精密検査、健康状態の改善に向けた健康相談(「からだの健康相談」、「こころの健康相談」)、保健指導、病院・医院への紹介等を行っています。また、結核やエイズ(AIDS)、最近では麻疹、新型インフルエンザといった感染症の予防や感染拡大の防止に向けての健康教育や予防接種、調査研究活動などを行い、学生や職員の皆さん一人一人の健康とともに、集団としての健康(大学全体としての安全衛生)を保持・増進する活動を進めています。労働安全衛生法は、もともと工場など一般企業を念頭に置いて制定されたもので、職員をはるかに上回る数の学生(附属学校園においては園児・児

童・生徒)が集う大学における産業医活動は一般企業におけるそれとは異質な点もありますが、学生や職員の皆さん全ての安全衛生を守るべく、法の趣旨を生かした取り組みをこれからも続けてまいります。

参考
改正労働安全衛生法(平成18年4月1日施行)
睡眠時間を犠牲にしないでっ!・・・あなたの心と身体に休養を、
KOBE university STYLE, 8:19, 2007
藤平和弘、他:神戸大学における長時間労働者への医師による面接指導
～時間外労働月80時間を超える全ての者を対象とするこの効果と意義～、
CAMPUS HEALTH, 45:61, 2008



(図3) 産業医巡視報告書

保健管理センターは・・・

六甲台キャンパス(本部管理棟2階)と深江キャンパスにあり、毎年の健康診断やその結果に基づく再検査・精密検査をはじめ、日常の救急処置、健康相談(「からだの健康相談」、「こころの健康相談」)、保健指導、健康教育、産業医活動、調査研究活動などを通じて、学生や職員の皆さんの健康をサポートしています。また、楠キャンパスと名谷キャンパスには「からだの健康相談」のための保健管理室と「こころの健康相談」室が設置されています。

● **保健管理センターだより 75**
(神戸大学広報誌「六甲ひろば」から引き続き連載)
保健管理センターの詳細につきましては、
保健管理センターホームページでも案内しています。
<http://www.kobe-u.ac.jp/medicalc/index-j.html>

● **お問い合わせ**
〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 1-1
[神戸大学保健管理センター] ☎078-803-5245
〒658-0022 神戸市東灘区深江南町 5-1-1
[神戸大学保健管理センター-深江分室] ☎078-431-6232

保健管理センターだより